平成３０年（フ）第１２１号
神奈川県小田原市酒匂２丁目17番５号　川瀬テラスハウス３号室
債務者　三好　眞弓（旧姓田鍋）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３号
広島県福山市加茂町字芦原470番地１、前住所広島県福山市幕山台７丁目１番８号
債務者　兼森イチコ
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７２４号
神奈川県伊勢原市沼目５丁目17番16号
債務者　橋本　　正
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７３４号
神奈川県伊勢原市板戸259番地の４　コーポ中谷戸Ｖ一204号
債務者　鈴木　保孝
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第９３号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164番地の８箱根高原ホテル
債務者　加藤　秋幸
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１１５号
神奈川県南足柄市塚原2252番地８
債務者　鶴井友加里
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２１号
青森市浪館前田４丁目28番11号
債務者　鶴谷　元生
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２２号
青森市佃２丁目22番26号　原子方
債務者　今　　陽子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
青森県むつ市金曲１丁目１番５号　ワンルーム高美206
債務者　古田　孝志
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８９号
千葉県松戸市和名ケ谷953番地の１　ウィズ松戸きらめきの森306号
債務者　中村　秀美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１１９号
千葉県野田市岩名180番地の３
債務者　折笠　武司
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１３９号
千葉県流山市古間木295番地の４
債務者　増山　良美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３０号
神奈川県小田原市国府津５丁目４番39号、前住所神奈川県小田原市酒匂２丁目38番48号
債務者　早坂　宜洋
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第９０号
神奈川県平塚市田村１丁目25番８号
債務者　高梨　　隼
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第９８号
神奈川県厚木市元町17番19号　ハヤマハイツ103
債務者　中川ちよ子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０１号
神奈川県小田原市鴨宮454番地
債務者　大村　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１３６号
松江市上乃木５丁目15番69号
債務者　黒目　智久
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部